

太宰府市景観・市民遺産会議有料広告掲載に関する基本要綱

(目的)

第1条 本要綱は、太宰府市景観・市民遺産会議（以下、「会議」という。）が発行する広報物及び印刷物ならびに会議が所有する資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下、「広告掲載」という。）により、会議の新たな財源を確保し、広く太宰府市民遺産の普及を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第2条 会議が作成・管理するもののうち、広告媒体として活用可能なものについては、広告掲載について、積極的に検討するものとする。

(広告掲載の規制)

第3条 太宰府市民とともに歩む太宰府市民遺産であることから、「太宰府市有料広告掲載に関する基本要綱(以下、「要綱」という。)」に依拠し、要綱第3条に記載されているものについては、広告媒体へは掲載しない。

2. 掲載のための基準ならびに表現内容等の留意事項については、「太宰府市有料広告掲載基準」に準拠し運用する。

(広告掲載の規格等)

第4条 広告掲載の規格、期間、作成方法等は、適宜、適切な方法をもって行うものとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、ホームページ等により広く行うものとし、自主財源確保のため、適当な手段により積極的に周知を図るものとする。

(広告掲載の申込)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、太宰府市景観・市民遺産会議有料広告掲載申込書【様式第1号】に掲載しようとする広告案を添えて、太宰府市景観・市民遺産会議議長(以下、「議長」という。)に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 議長は、前条の申込書を受け付けたときは、第3条の規定に基づき速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、その結果を太宰府市景観・市民遺産会議有料広告掲載決定通知書【様式第2号】により申込者に通知するものとする。

2. 議長は、申込者に対し広告掲載決定通知を行う際に、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

3. 広告の申込みが当該広告枠数を超えた場合は、原則として先着順により決定するものとする。

4. 議長は、特に必要があると認めるときは、会議の意見を聴き、掲載の可否を決定することができるものとする。

(広告主の責任等)

第8条 広告の内容に関する責任は、広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)が負うものとする。

2. 広告主は、原状回復の定めのあるものは、広告の掲載期間終了後、速やかに原状回復を行わなければならない。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告主は、議長が指定した期限までに、広告掲載料を一括前納しなければならない。ただし、議長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告の掲載ができない場合は、広告掲載料の一部又は全部を還付することができる。

(広告掲載の取消)

第11条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告媒体が、編集・発行上その他業務上の支障となるとき。
- (2) 広告掲載料を議長が指定した期限までに納入しなかったとき。
- (3) 版下原稿を議長が指定した期限までに提出しなかったとき。
- (4) その他議長が必要と認めたとき。

2. 議長は、前項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、広告主に対して太宰府市景観・市民遺産会議有料広告掲載取消通知書【様式第3号】を送付するものとする。

(広告代理店等への業務委託等)

第12条 議長は、広告代理店等に、広告の募集若しくは広告の作成等を業務委託し、又は広告枠を直接売り渡すことができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月31日から施行する。

太宰府市景観・市民遺産会議
議長 西山徳明様

太宰府市景観・市民遺産会議有料広告掲載申込書

太宰府市景観・市民遺産会議有料広告掲載に関する基本要綱第6条の規定に基づき、
下記のとおり広告掲載を申込みます。

記

■申込者記載

所在地(住所) 〒

名 称(氏名)

代表者職名・氏名

担当者名

連絡先

電話()- - Fax()- -

メールアドレス

広告媒体名 景観・市民遺産会議ホームページ

※内に「レ」を記してください

広告掲載内容 (内容審査のため広告原稿、デザインなどの素案がある場合は別途添付して
ください。)

広告掲載料 金 円

広告掲載期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

その他

※遵守事項

○関係法令、太宰府市景観・市民遺産会議有料広告掲載に関する基本要綱等を遵守します。

様式第2号(第7条関係)

平成 年 月 日

様

太宰府市景観・市民遺産会議

議長 西山徳明

太宰府市景観・市民遺産会議有料広告掲載決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みがあった太宰府市景観・市民遺産会議有料広告掲載については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 決定区分 掲載する
掲載しない
理由

2. 掲載期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで

3. 広告掲載料 金 円
【納入期限】 平成 年 月 日()

4. 掲載版下原稿等の提出期限

平成 年 月 日()

5. 備考

様式第3号(第11条2項関係)

平成 年 月 日

様

太宰府市景観・市民遺産会議

議長 西山徳明

太宰府市景観・市民遺産会議有料広告掲載取消通知書

平成 年 月 日付けで申込みがあった太宰府市景観・市民遺産会議有料広告掲載については、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1. 広告掲載媒体名

2. 広告掲載取消しの理由